

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態措置 岩手県にお住まいの皆さまへのお願い

1 不要不急の外出の自粛

令和2年4月23日（木）から5月6日（水）まで、岩手県全域において、**不要不急の外出を自粛**していただくようお願いします。

特に、**繁華街の接待を伴う飲食店等への外出については自粛**していただくよう強くお願いします。

また、不要不急の帰省や旅行など、**都道府県をまたいだ移動は、まん延防止の観点から極力避ける**ようお願いします。

【不要不急の外出に該当しない場合】

- ・ 医療機関への通院
- ・ 食料、医薬品、生活必需品の買い出し
- ・ 必要な職場への出勤
- ・ 屋外での運動や散歩
- ・ その他（銀行、役所など、生活の維持のために必要なもの）

2 冷静な対応

この緊急事態措置は、諸外国で行われている「**ロックダウン**」(都市封鎖)ではありません。

食料・医薬品や生活必需品の買い占め等は行わないよう、県民の皆さまに**冷静な対応**をお願いします。

3 職場等における感染拡大防止

職場への出勤は、外出自粛等の要請から除かれますが、まずは**在宅勤務(テレワーク)を積極的に活用**してください。職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等、**人との交わりを低減する取組**を今まで以上に行うよう強くお願いします。

4 休業の協力の要請

令和2年4月25日（土）から5月6日（水）まで、以下の施設には、感染拡大防止のため、休業の協力をお願いします。

施設の種類	内 訳
接待飲食等営業店	キャバレー、ナイトクラブ、スナック（接待を伴う店舗 ^{※1} に限る）
運動施設・遊技場	スポーツクラブ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター
映画館等	劇場、観覧場、映画館、演芸場、ライブハウス
集会・展示施設 (床面積の合計が1,000㎡超)	集会場、公会堂、展示場
商業施設(生活必需物資を扱う施設は要請の対象外)	大型ショッピングモール ^{※2} 、大型百貨店

※1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく接待飲食等営業1号営業の届出した者に限る

※2 店舗面積が30,000㎡以上のもの

5 「3つの密」の防止による日常的な感染症対策

県民の皆さまには、引き続き「**換気の悪い密閉空間**」、「**人が密集している**」、「**近距離での会話や発声が行われる**」という3つの条件が生じる場、いわゆる「**3つの密**」を避けるとともに、普段以上に、**手洗いや咳エチケットをはじめとする基本的な感染症対策**を、ぜひ守っていただくよう、重ねてお願いします。

